

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

3D図面で解体手順を指示

重機との接触災害防止へ対策徹底

ツバサ建業

特集Ⅱ

作業の「省略」は厳禁

浪速タンカー パーフェクト・シーマン育てる

ニュース

死亡災害増で緊急要請

厚労省 業界団体へ総点検求める

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2292

2017

10/15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21
林社会保険労務士事務所

東京会

所長 林 弘嗣

中小事業主が所定休日に一人作業で被災

■ 災害のあらまし ■

建設工事を営む中小事業主が一人で木工事をしているときに、脚立から転落し骨折した。その日は所定休日であったが、引渡しの工期が間に合わないため、このところ休みがなかった従業員は午後からの出勤とし、事業主は少しでも早く完成させたいため、午前中に一人で作業をしている際の事故であった。事業主は、労災保険の特別加入をしていた。

■ 判断 ■

中小事業主の一人作業中の事故ではあるが、従業員が休日労働として後から来る予定があり、労働者の休日労働に接続して行う業務を中小事業主のみで行っていたときの事故と考えられるとして、業務上の災害として認められ、特別加入の労災保険が適用されることとなった。

■ 解説 ■

中小事業主が労災保険に特別加入し、労働者と同じ作業をしても、すべてが労災として認定されるわけではないので注意が必要だ。中小事業主における労災判定基準のうち、業務起因性の判断は労働者に準じて判断されるので考えやすいが、業務遂行性では、労働者とは異なる認定基準があることから認められる範囲は狭くなる。

業務遂行性に関しては、昭和40年12月6日付基発第1591号に定められていたが、労働者の有無により一律に業務遂行性を認めないのは妥当性を欠くとして不服申立ても多く、平成14年3月29日の基発0329008号で一部変更された。

それによると、①特別加入申請書の記載された所定労働時間内において、特別加入

第253回

の申請にかかる事業のためにする行為およびこれに直接付帯する行為を行う場合（事業主単独作業でも良い。ただし、事業主本来の業務を除く）、②労働者の時間外労働または休日労働に接続して行われる業務（準備後始末行為を含む）（基発 0329008 号で追加変更）を労働者とともに就業（または就業が予定される）した場合、③労働者の所定労働時間、時間外労働、休日労働に接続して行う業務（準備・後始末行為を含む）（基発 0329008 号で変更）を事業主単独で行う場合に認定される。

接続して行う業務とは、労働者とともに就業していた場所で就業した（または就業が予定される）ことをいい、例えば、やり残した仕事の処理や、効率的に行うために必要な前処理作業などで、短時間の休息、休憩、食事の行為があったとしてもその間を除き、前後に接続していると判断される。

今回の事故内容についてみると、①労働者に準じた作業であり、対象外となる事業主本来の業務ではないこと、②休日労働中の事故であり、基発の①には該当しないが、③の休日労働に接続した（就業が予定される）業務であることから業務遂行性も認められることになり労災認定された。

基発 0329008 号の変更前は、原則として、事業主の単独作業は労働者の所定労働時間内に限って業務遂行性を認め、例外的に就業時間に接続する事業主の準備、後始末行為を行う場合と労働者を伴って行う所定労働時間外に接続して行われる場合のみ業務遂行性を認めていた。

しかし、実態として、中小事業主が単独で労働者的業務を行うことは日常的である。その作業内容も準備、後始末業務に限らず労働者と一緒に作業する業務そのものを単独で行う例も多く、その作業中の事故



も当然多くなる。一方、その内容を理解せずに加入する場合や理解して加入しても現実的には作業を行わざるをえない場合も多く、実際に事故が起きてから、労災認定されないことを知る事案も多く出ていた。

労働者に準じて事業主を保護するとの法の趣旨から考えると、労働者と同じ作業中の事故であるのに、労災保険の対象になる場合とならない場合があるのは不合理であるとのことから、改定されることとなった。この改定により、かなりの事故が労災認定されることとなった。

しかし、現状でも中小事業主の事故で対象にならない場合もあるので注意したい。それは、①労働者の出勤が予定されない休日や労働者の就業と接続しないとみなされる事業主単独作業中の事故、②事業主が労働者の業務ではなく事業主本来の業務中の事故、③兼業の場合に特別加入していない業種での事故の場合である。

制度的には、①労働者的作業の単独作業や②事業主本来の業務についてはすべて労災対象にする、③兼業事業主については料率の高い業務への特別加入で全業種労災対象にすることが今後の課題と思われる。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp